

養父市 地籍調査事業

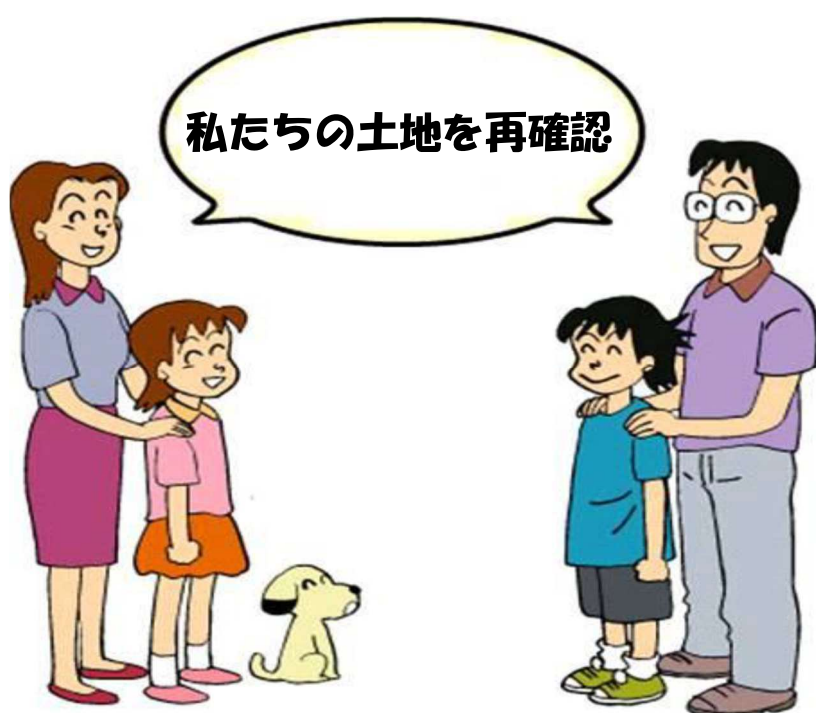
地籍調査のあらまし



養 父 市

目 次

掲 載 内 容	頁
はじめに	1
1. 地籍調査(国土調査)はなぜ必要?	1
2. 地籍調査をするとどうなるの?	2
3. こんなことに役立つ地籍調査	3
4. 地籍調査の進め方	4～6
5. 地籍調査で行える手続き	7
6. 地籍調査で行えない手続き	8
7. 筆界未定(不立会いや境界が確認できない場合)	8～9
8. その他	9
・提出書類について〈委任状等〉	10
・提出書類の記入例 ① 委任状	11
② 代表相続人選任通知書	12
・現地調査(立会)にあたって【お願い】	13
・安全な地籍調査を実施するために	14
・円滑な地籍調査を実施するために	15
・スマート地籍調査	16



はじめに

土地は、人が生活や生産活動を行うために最も重要なものです。

養父市では、皆さまの大切な土地（財産）を守るため、国土調査法に基づき、土地の実態を正確に把握し、地籍の明確化を図ることを目的として『地籍調査事業』に取り組んでいます。

地籍調査事業について皆さまのご理解とご協力をお願いします。

1. 地籍調査(国土調査)はなぜ必要？

人に戸籍があるように、土地にも土地の戸籍（地番・地目・地積[面積]・所有者）があります。これを「地籍」といい、法務局（登記所）に備え付けの公図及び登記簿に記載されて初めて土地に関するいろいろな権利が法的に保護されることとなります。

ところが、地籍調査を実施していない地域は、必ずしも土地の実態を正確に反映した登記内容になっていません。これは、現在の公図が明治初期に作られた地図をもとにしているものが多いこと、また、測量技術が現在のように精密でなかったことなどから、土地の境界や面積などの不正確なものが少なくありません。

また、土地の位置や境界には、先祖代々言い継がれてきたものも多く、その間にあいまいになったり、間違った情報になっているものもあるようです。

そこで、地籍調査によって土地の状況について現地調査を行い、その結果に基づいて公図や登記簿を現在の状況に修正していきます（公図修正主義）。

地籍調査は、国土調査法に基づき、一つ一つの土地について所在・地番・地目及び境界を、土地所有者の立会いの下で調査・確認し、最新の測量技術を使った精度の高い「地籍図」と、正確な「地籍簿」を作成して、公図や土地登記簿の内容を修正していく「土地に関する戸籍の調査」ともいえる事業です。

◇あなたの身近にこんなことはありませんか？

- ☆ 自分の土地に家を建てようとしたら、隣の人の土地にはみ出していると言われた。
- ☆ 隣地との境に塀を建てたいが、境界がわからない。
- ☆ 土地を買ったが、面積が違っていた。
- ☆ 公図と現地が合っていない。
- ☆ おじいさんが所有していた土地があるので現地へ行ったが、場所が分からなかった。
- ☆ 土砂崩れなどの災害により、自分の土地の位置が分からなくなってしまった。



2. 地籍調査をするとななるの？

地籍調査とは、一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を簿冊及び地図に作成することを言います。

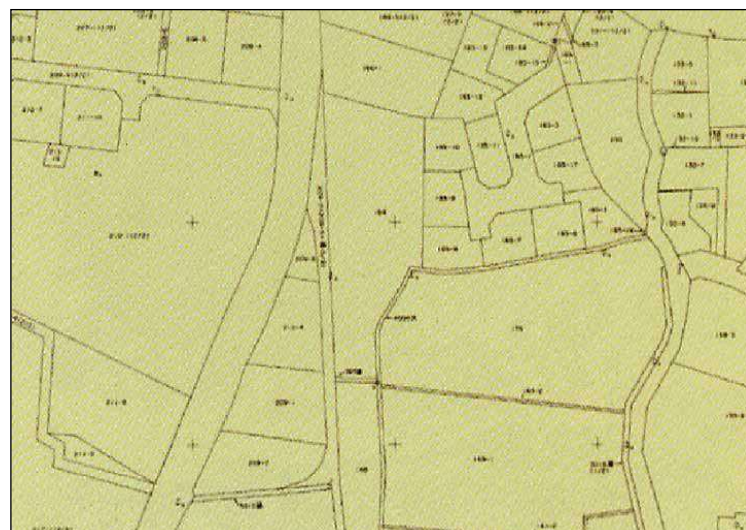
地籍調査によって作成された「地籍簿」と「地籍図」の写しが登記所に送付され、地籍簿をもとに土地登記簿が書き改められ、地籍図が不動産登記法第14条地図として備え付けられます。

地籍調査の成果は、個人の土地取引から、公共事業やまちづくりなどの地域整備まで、およそ土地に関するあらゆる行為のための基礎資料となり、様々な分野で活用されることとなります。

公図の例（地籍調査前）



地籍図の例（地籍調査後）



3. こんなことに役立つ地籍調査

最新の測量技術によって作成される地籍調査の成果は、精度の高い正確な地籍図や地籍簿として、土地所有者の権利関係を保護する不動産登記制度に反映されるとともに、その土地に関する情報を管理していきますので、土地に関する一番の基礎資料として様々な面で役立ちます。

土地にかかるトラブルの未然防止に役立ちます



地籍調査を機会に、となりの土地との境界が明確になり、境界杭の位置も記録として残るので、後々の紛争も防止できます。

土地取引の円滑化に役立ちます



正確な土地の状況が登記簿に反映され、登記制度の信頼性が向上するとともに、安心した土地取引ができるため、経済活動全体の円滑化・活性化につながります。

公共工事の円滑化に役立ちます



地籍調査を実施した所は、事業計画や用地の買収などで余分な経費と時間をかけないですみ、工事も早く進みます。

災害の復旧に役立ちます



土砂崩れや水害等の災害復旧の際、地籍調査の成果を利用して位置を確認できるため復旧作業も効率よく行えます。

まちづくりに役立ちます



地籍調査の成果を基礎データとして利用することにより、きめ細かい計画立案が可能となります。

課税の適正化に役立ちます



地籍調査を実施すると、面積が正確に測量されるため、課税の適正化に役立ちます。

4. 地籍調査の進め方

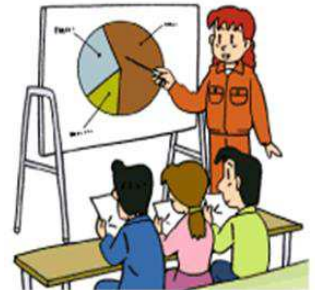
1) 地籍調査の基本方針

国土調査法に基づく「地籍調査」の基本方針は、土地に関する権利関係や境界を新たに創設するものではなく、既存の土地登記簿等に基づいてそれぞれの土地を現地において調査確認し、間違いがあればその地籍を修正するものです。

2) 地籍調査は次のような手順で進めていきます

調査においては皆さま一人ひとりのご協力が必要です。

(以下の の項目にご協力をお願いします)



① 地区説明会

調査に先立って、調査区域内の土地所有者および、隣接土地所有者の方を対象に、地籍調査の概要を説明します。

② 一筆地調査(現地調査)

現地において、土地所有者の立会いのもと、一筆ごとの土地について所有者、地番、地目、及び境界を調査確認します。これを「一筆地調査」といいます。

また、現地では土地所有者が隣接する土地所有者と立会いを行い、一筆ごとにお互いの土地の境界を確認し杭等を設置します。

この調査は、登記所にある登記簿と公図をもとに調査図を作り、土地所有者の立会いのうえで現地と照合しながら、土地の境界を確認していくものです。

一筆地調査は、「地籍図」「地籍簿」作成の基礎であり、地籍調査の核となる大切な調査です。皆さまには、一筆地調査開始前に必ず境界を確認していただき、調査が円滑に進みますようご協力をお願いいたします。

一筆地調査の立会い日については、市役所から皆さまにご案内しますので、指定された日時、集合場所に必ずお越しください。

②の補足説明

土地所有者の立会いのもと、境界等の確認をします。



個々の土地の境界を決められるのは『土地所有者』の皆さまのみです。
土地は皆さんの大切な財産ですので、市が境界を決めることはありません。

そこで

『土地所有者及び隣接土地所有者』の皆さんは、できるだけ事前に境界を確認しておいてください。



一日の境界確認作業量は限られます。また、調査区域内に複数の土地をお持ちの方には、土地の形状・位置により複数回の立会いをお願いすることになりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

万一、立会いに出席できない場合は、代理人による立会いもできます。

代理人による立会いも困難な場合は、市役所（地籍調査課）まで必ず連絡してください。

なお、代理人の方に立会いを依頼される場合は、委任状の提出が必要です。

③ 地籍測量と「地籍図」「地籍簿」の作成

国土地理院が設置した基本三角点や公共基準点を基にして、それぞれの境界杭を測量するための基準となる地籍図根三角点・地籍図根多角点を順次設置していきます。

その後、一筆ごとに正確な測量を行い、「地籍図」と土地の情報をまとめた「地籍簿」を作成します。

これにより、皆さまの土地に設置した境界杭の位置が、地球上の緯度経度に関連づけられますので、その土地が地球上のどこにあるのか明確になります。

なお、測量作業のため皆さまの敷地内に立ち入ったり、測量作業に支障がある場合は、枝払いや下草・藪などを刈らせていただくことがありますので、ご理解ご協力をお願いします。



地籍調査前 公図(旧土地台帳附属地図)



地籍調査後 地籍図

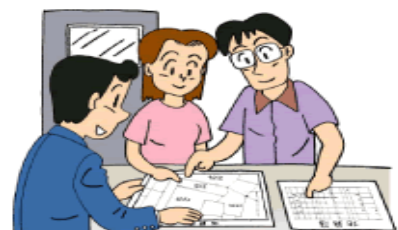


④ 成果の閲覧

地籍測量が終わりますと、作成した「地籍図」と「地籍簿」の閲覧を行い、誤り等を修正する機会を設けます。

閲覧では地番や地目のほか、土地の形状や分筆・合筆等が一筆地調査の内容どおり成果に反映されているかを確認していただきます。

この閲覧期間は20日間ですので、ご案内が届きましたら必ずご確認ください。



閲覧により確認された内容に誤りや疑問がある場合には、すぐに市役所（地籍調査課）に申し出て下さい。

閲覧が終わりますと、一筆地調査の結果は「地籍簿」に整理され、測量した図面は「地籍図」として完成します。

地籍簿（調査後）の面積は、調査前の登記簿面積と比べ、増減します。以前測量した時と全く同じ境界であっても、過去の測量技術との誤差は必ず生じるため、その原因が測量時の間違いや、地籍図作成時の結線誤り等によるもの以外、修正はできません。

皆さまが、隣接の土地所有者さまと立会いの上で確認された境界を測量した結果となりますのでご了承願います。

⑤成果の認証・登記所登記

皆さまの閲覧を終えた調査成果（地籍簿と地籍図）は、県・国の点検を受け、認証されると成果の写しが登記所（法務局）に送付されます。

登記所は、「地籍簿」の写しを基に登記内容を修正し、「地籍図」の写しは、登記所備え付け地図として登記事務に活用されます。



5. 地籍調査で行える手続き

地籍調査では、登記されている土地と現状が異なる場合に正しく修正することができます。

1) 分筆（分割）

分筆とは、土地の利用状況により一筆の土地を二筆以上に分けることで、所有者の同意が必要です。

分筆できる条件は次のとおりです。

- ◎ 一筆の土地の一部が別の地目として利用されている場合
- ◎ 土地の利用または管理上、分割することが適当と認められる場合

2) 合筆（合併）

合筆とは、一体的に利用されている隣接する二筆以上の土地を一つの地番にすることで、所有者の同意が必要です。

合筆後は原則若い地番になります。（住所地番等の場合この限りではありません）

合筆できる条件は次のとおりです。

- ◎ 同一字区域内で接続し、所有者、地目が同じであること
- ◎ 抵当権などの所有権以外の権利の設定がないこと
（同一内容の抵当権の場合、合筆できることもあります）

3) 地目変更

地目はそれぞれの土地の現況、利用目的に重点をおいて、土地全体としての主たる用途により決定しますが、登記簿上の地目と異なる場合は登記簿の内容を修正します。

ただし、登記地目が農地（田・畑）で、現況が農地以外の地目となっている場合は、農業委員会に照会・確認を行い、その回答により処理をします。（現状回復命令または農地法による手続きが必要な場合があります。）

4) 地積更正

今回の地籍調査により測量した面積（実測面積）と、登記済面積が相違している場合は、登記簿の内容を修正します。

6. 地籍調査で行えない手続き

地籍調査では、次の登記手続きはできません。

1) 所有権移転登記

【例】「何代か前の祖先名義を自分名義に書き替えてほしい。」

【例】「以前、隣の家と土地を交換(又は売買)したが、登記をしていないので書き替えて欲しい。」

2) 抵当権の解除等、所有権以外の権利に関する登記

【例】「返済が終了しているので抵当権を解除して欲しい。」

3) 里道・水路

公図にある里道（赤線）、水路（青線）は、現地に確認できない場合でも用途廃止等の手続きをしない限り、これら無くすことはできません。確認できない場合は、経緯等を調査しながら里道・水路の位置を決定します。

☆ 地籍調査は、誤っている部分を修正するものであり、登記内容を変更するものではありません。相続登記や抵当権設定など、権利に関する事項の異動はできませんのでご了承ください。

7. 筆界未定(不立会いや境界が確認できない場合)

土地所有者が一筆地調査に立会わず現地を確認していただけない場合や、立会の結果、最終的に境界が決まらない場合は「筆界未定」という処理をします。

「筆界未定」は、隣接している土地など関係する土地すべてが「筆界未定」の処理範囲となってしまいます。

「筆界未定」の土地は、地籍調査の結果として「地籍図」上では境界線の引けない空白地となり、登記簿の表題部には「国調筆界未定」と記載されます。

※「筆界未定」になると…

地籍調査の結果「筆界未定」となった土地は、所有者の権利はそのままですが、原則として、

- 分筆・合筆ができない
- 地積更正ができない
- 地目変更ができない
- 売買や抵当権の設定などが難しくなる

など、利用しにくい土地となってしまいます。

また、地籍調査終了後に筆界未定地の境界が確認できても、測量や登記手続きは当事者の個人負担となり、多額の費用がかかることがあります。

地籍調査では、「筆界未定」の土地が何筆あるのかを調査することも事業の目的の一つであり、調査結果の成果として取り扱います。

しかし、その結果、将来的に困ることになるのは、その土地の所有者、隣接する土地の所有者である皆さまです。以前から境界が不明な土地は、この機会に地域の推進委員さんにご相談の上、確認しておかれてはいかがでしょうか。

自分の土地が「筆界未定」にならないよう、隣接土地所有者さまとよく話し合って境界を確認していただきますようお願いします。

8. その他

◎ 現地確認不能の土地

登記済の土地で、公図にその表示があるにもかかわらず、現地においてその位置が確認できない土地、またその土地全部が道路、河川、堤防などの敷地内となっている場合は、「現地確認不能」として処理をします。

「現地確認不能」の場合、今までどおり登記簿には残りますが、地籍図にはその土地の地番が表示されません。

◎ 不存在の土地

現地に存在していないのに、誤って（誤ったまま）登記されている土地で、二重登記や土地改良時の閉鎖もれ等が考えられます。

提出書類について ＜ 委任状等 ＞

提出書類の一覧 ※ 各書類は推進協力委員または地籍調査課へ提出してください。

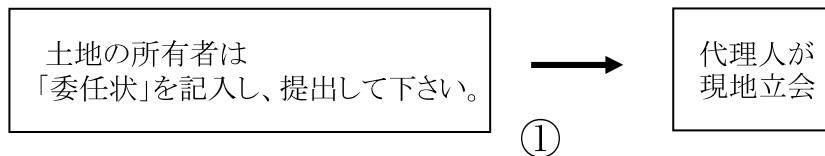
- ① 委任状 ② 代表相続人選任通知書

説 明

A 土地の所有者（登記名義人）がご健在の場合

1 土地所有者が現地立会いをされる場合 → 提出していただく書類はありません

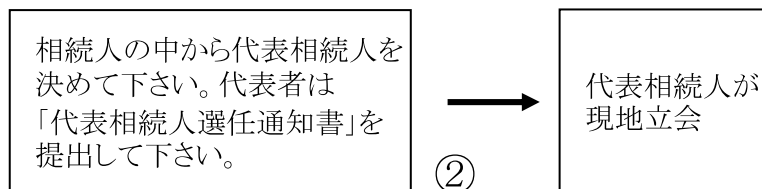
2 土地所有者が何らかの理由により、親族又は第三者に立会いを委任される場合



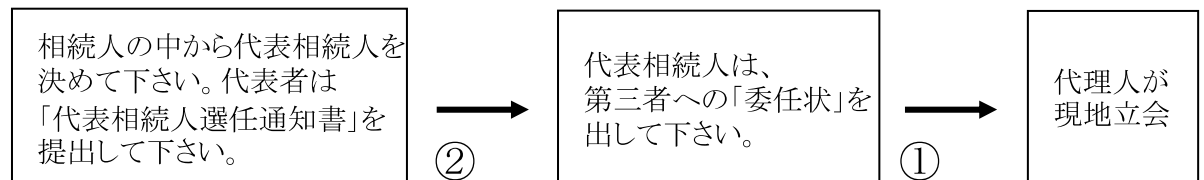
B 土地の所有者（登記名義人）が故人の場合（相続登記がされていない）

1 相続人全員が現地立会いをされる場合 → 提出していただく書類はありません

2 相続人の代表者が現地立会いをされる場合



3 相続人全員が親族又は第三者に立会いを委任される場合



委任状

どちらかにチェック

私が所有する ☐ 調査区域内の全ての...①
☐ 下記に記載した一部の...②地について、下記の者を

代理人と定め、養父市地籍調査事業における一筆地調査の権限を委任します。

特定の代理人を指定する場合は
 ③にチェックし、その人の住所・
 氏名を記入してください。

記

③... ☐ 代理人 (住所) 養父市〇〇町〇〇番地
 (どちらかにチェック) (氏名) 土地治郎

④... ☐ 推進協力委員

特定の代理人がない場合は
 ④にチェックしてください。

(一筆地調査を委任する土地)

大 字	字	地 番	地 目	地 積	m ²
〇〇〇	××	1230	宅地	120	10
〇〇〇	△△	456-2	山林	1450	
②にチェックをした場合はこちらに記入 ※①にチェックをした場合はこの欄は記入不要です					

令和 8 年 〇 月 〇 〇 日

記入した日

所有者 (相続人代表・共有者代表)

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 地 籍 太 郎

連絡先 (TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

※署名または記名、押印してください

自書の場合
 は押印不要
 です

※本書は、現地調査 (立会) までに代理人・推進協力委員もしくは養父市地籍調査課
 へ提出 (郵送可) してください。

※登記名義人の相続人が複数の場合は、関係者で協議のうえ相続人の代表を選任し
 「代表相続人選任通知書」を併せて提出してください。

記入例

代表相続人選任通知書

登記上の所有者
(被相続人)の名前を
記入してください

登記名義人
氏 名

養 父 太 郎

どちらかにチェック

私は、調査区域内に存する上記名義の土地のうち、

- ☐ その全部 ……①
☐ 下記の土地 ……②

について養父市地籍調査事業における一筆地調査の境界立会及び事務連絡
等に係る相続人代表者として選任されましたので通知します。

(土地の表示)

大 字	字	地 番	地 目	地 積	m ²	備 考
〇〇〇	××	1230	宅地	120	10	
〇〇〇	△△	456-2	山林	1450		

②にチェックをした場合はこちらに記入

※①にチェックをした場合はこの欄は記入不要です

令和 8年 〇月〇〇日

記入した日

代表相続人

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 地 籍 太 郎

連絡先 (Tel 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

※署名または記名、押印してください

自書の場合
は押印不要
です

※ 本書は、現地調査（立会）当日に持参していただくか、予定日までに
推進協力委員、または養父市地籍調査課へ提出(郵送可)してください。

現地調査（立会）にあたって【お願い】

1. 現地立会に出席される方

- ① 立会通知書に記載された日時、場所にご集合ください。
- ② 欠席される場合は地籍調査課または推進協力委員長に必ず連絡してください。
- ③ 欠席の連絡が無い場合は、隣接者、推進協力委員の立会により仮杭を打設させていただきますのでご了承下さい。後日、再立会による確認をお願いします。
- ④ 代理人として立会いされる場合には委任状が必要です。

2. 現地立会の装備（準備品）について

現地立会の期間は、暑い時期となります。暑さ対策や飲料水等を十分準備して下さい。

山林部の調査は、山歩きにふさわしい装備と弁当の準備をお願いします。

【持参していただく物】 ① 飲料水 ② 弁当 ③ 帽子等 ④ 雨具

3. 現地立会日の変更（延期等）について

現地立会は雨でも実施しますが、大雨警報等が発令されたり台風等による大雨や暴風が予想される場合は、現地立会日を変更（延期）し、日程を再調整して連絡します。

4. 現地立会の方法について

現地立会の日程は字限図（公図）を基にご案内していますので、現地立会日に土地が該当しない場合もありますのでご了承下さい。また、土地の区画に沿って一筆毎に調査を進めますので、特定の個人分だけをまとめた立会いはできませんのでご理解をお願いします。

なお、立会当日に調査順序を指定させていただくことがありますのでご了承下さい。

5. 現地立会に参加できない場合（代理人が参加される場合）

現地立会に土地所有者の方が出席できない場合は地元の親族や知人、若しくは推進協力委員を代理人として現地調査を委任することができます。委任される場合は「委任状」を提出していただきますが、土地所有者（登記名義人）と立会者が異なる場合は、親族間でも委任状の提出が必要です。 ※10頁の【提出書類について】をご参照ください

6. 法定外公共物（里道・水路）について

公図上に里道（赤線）や水路（青線）の表示がある場合は、現地で確認できなくても経緯等を確認し、地籍図上に表示します。

里道・水路の幅員は90cm以上、里道・水路が並行している場合は150cm以上となります。また、現地の形状等により幅員を決定する場合がありますのでご確認をお願いします。

■ 安全な現地調査を実施するために

現地調査を行うにあたり、安全第一を心がけ、徹底してください。

「人的要因…性別・年齢・体力・疲労・筋力・集中力」、および「外的要因…天候・崩壊地、滑落等が起こりうる地形・危険な動植物等」

特に上記の項目については、**事業実施主体である養父市、受託業者職員は特に留意し、またそれぞれの受託業者構成員に注意を喚起するとともに、現地調査に来られる地権者の方々への考慮も心掛けます。**

1 受託業者の担当者

- ◇ 当日無理のない作業計画
- ◇ 緊急時の連絡体制の確認（山間部での携帯の電波確認、トランシーバ等の携行）
- ◇ 参加者の確認（山間部では特に現地でバラバラ解散を行わない＋単独行動の厳禁）
- ◇ 救急箱の携行（毒吸引具、消毒液、バンドエイド、三角巾等）
- ◇ 作業者及び地権者への注意喚起（危険箇所の例として）
 1. 交通量の多い道路境界の調査や横断が必要な箇所。
 2. 河川沿いや岩場等の高い落差等、滑落の恐れがある箇所。
 3. 急峻でつかまる立木が無い状態の箇所。
 4. 樹液の多く出るクヌギ等、スズメバチが潜んでいる可能性のある箇所。

2 立会者様へ

- ◇ 調査当日はハチ、危険植物の被害を防止できる**長袖の服装**をお願いいたします。
- ◇ 履きなれた靴の着用をお願いします。（汚れてもよく、動きやすいもの）
- ◇ 体調が悪くなった場合や体力的に厳しい場合は遠慮なく申告をお願いします。
- ◇ 特に山間部での調査時は団体で行動しますので、単独行動は自粛願います。
- ◇ 炎天下で調査を行う場合は、各自で十分な水分補給をお願いします。
- ◇ 喫煙をされる方は、携帯灰皿等を携行し**山火事に十分注意**して下さい。

3 こんなことに注意ください!!

- ◇ 急峻な場所では、**枯れ木等を信用し体をあずける支え木**として使用しないでください
- ◇ 急峻な場所で浮石等が点在し落石の危険が予測できる場所では、前の人との間隔をあけて、**声を掛け合い**、安全を十分に確保してください。
- ◇ 山ビルが生息している湿地での調査時には、ヒル退避剤を塗布して下さい。（準備しています）
- ◇ SFTS ウイルス対策として「マダニ」に噛まれないように**長袖の服装**で肌の露出を最小限にして下さい。
- ◇ 体調不良・突然気分が悪くなった場合は、遠慮なく申し出てください。

■ 円滑な地籍調査を実施するために

障害物の除去

- ◇ 山林部等見通しの悪い時には、土地所有者又は占有者の承諾を得ずに除去する場合があります。(雑木・用材木の枝払い等)

境界確認をするために

- ◇ 境界付近に設置されている物品の移動をお願いいたします。
- ◇ 調査当日、**境界確認が円滑にできるよう畔下等の境界付近の草刈等**をお願いいたします。

円滑に調査を進めるために

- ◇ 他の公共事業で用地図が作成されている箇所(既に境界立会が行われ地積測量図等の確定図面がある場合)及び圃場整備地内で、**境界の復元が可能な時は、復元した杭を仮設置**することがあります。

調査当日に双方が確認・合意された時に初めて地籍調査の境界杭とします。

- ◇ 石垣等で境界が明確であるときは、**仮杭を設置**する場合があります。
- ◇ 一筆地調査(立会)に先駆け現地踏査を行う際、既に設置されているプラスチック杭やコンクリート杭などがある場合は、**立木等**に目印用テープ(ピンク色)を巻くことがありますのでご了承ください。

境界杭の設置

- ◇ 一筆地調査(立会)までに**隣接土地所有者同士で境界の確認及び杭の仮設置**をお願いいたします。
- ◇ 後日、一筆地調査(立会)において法務局備え付けの字限図と本立会前に設置していただいた杭が**字限図と符合するかを確認**し、判断させていただきます。その結果妥当であれば決定し本打ちします。符合しない場合は再度、土地所有者様・養父市・受託業者で現地協議を行い、杭の移動・調整を行い決定させていただく方針です。
- ◇ 一筆地調査(立会)で設置する杭



- ・ **赤杭**…公共用地用(里道、水路、河川等)
- ・ **青杭**…民地境界用(個人同士の境界)
- ・ **黄杭**…境界杭の観測を行うにあたり、測量の基準となる杭
- ・ 杭頭部に点番号プレートを設置し完了

※設置した上記の杭は、やむを得ない場合を除き、絶対に抜かないでください。

スマート地籍調査

【参考資料】

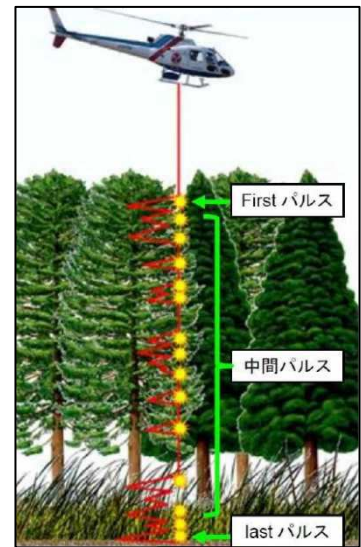
～リモートセンシングデータを活用した地籍調査～

スマート地籍調査は、従来の地籍調査のように現地立会を伴う手法とは異なり、最新の技術を用いることで、山間部などの調査において、地権者のみなさまの安全確保と負担軽減ができるとともに、より広い範囲の地籍調査が効率的に進められます。

リモートセンシングデータとは

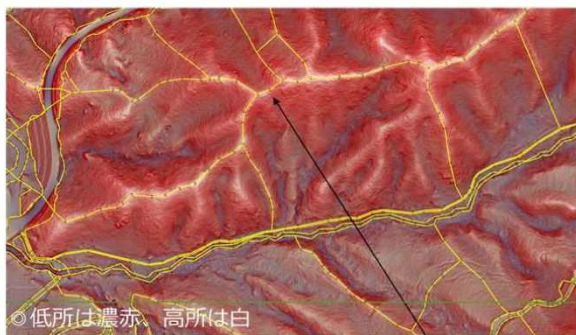
航空機などによりレーザー測量（3次元点群データ）やデジタル写真を撮影し、立体的なカラー航空写真などが作成されます。これらのデータを国土地理院が設置した電子基準点などと整合させ、正確な位置情報を持つデータとなります。

そのほかにも、建物や樹木など地上物の高さもデータ化されています。



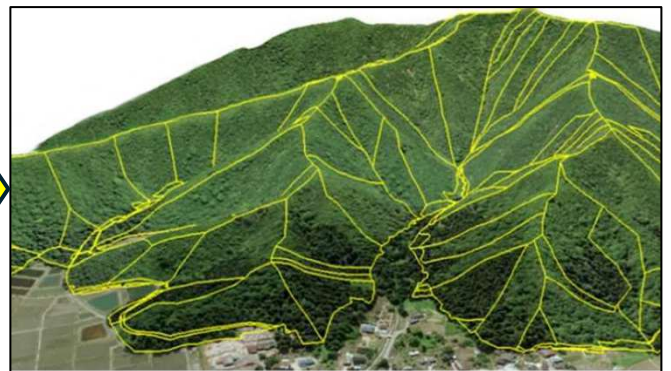
上空からのレーザーは樹木を透過し地形の状況を把握できます。※樹高や樹種の判別も可能です。

筆界案の作成と机上立会



データ上で現地測量と遜色ない結果が得られます

筆界案



リモートセンシングデータの活用と、字限図や森林施業図などの既存の資料を参考に筆界案を作成します。

地権者のみなさまには、集会所等で図面や画面を見ながら、筆界案の説明を受けて確認をしていただきます。

筆界案を確認いただいた後は、調査書類に署名等していただき机上立会は終了です。

このように、地権者の負担も危険も少ないのが「スマート地籍調査」です。



地籍調査は社会のインフラ

～まったなし、地籍調査～



地籍調査事業は、国土調査法により実施されるものです。
たいへん重要な調査となりますので、地籍調査事業の通知が
届きましたら必ず内容を確認し、一筆地調査の立会いや成果
の閲覧には必ずご出席ください。

～ みなさまのご理解とご協力をお願いします ～

お問い合わせは

養父市 まち整備部 地籍調査課

〒667-0311

兵庫県養父市大屋町大屋市場 20-1（大屋地域局内）

電 話 079-669-0122（直通）

FAX 079-669-1682

この冊子は 国土交通省 地理空間情報課 地籍整備室 の資料を引用し作成しています